

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

個人番号登録あり

新宿

公共職業安定所長



被保険者番号	確認(受理) 通知年月日	資格取得年月日	取得時 被保険者種類
5109-427583-4	R060729	R060701	1

(1又は9 一般
4又は5 高年齢
2又は3 短期
11 高年齢(65歳以上))

被保険者氏名	生年月日 (元号 - 年月日)
モリエ アイミ	4 110804

(2 大正 3 昭和
4 平成 5 令和)

事業所名称略称	転勤の年月日
株式会社Martial Arts	

2021. 9

様式第7号

雇用保険被保険者証

新宿

公共職業安定所長



被保険者番号

5109-427583-4

被保険者氏名	生年月日 (元号 - 年月日)
モリエ アイミ	4 110804

(2 大正 3 昭和
4 平成 5 令和)

2021. 9

注 意

- 1 この被保険者証は、新たに他の事業主に雇用され雇用保険の被保険者となったときは、必ず新たに勤務することとなった事業所に提示しなければならないものであるから、大切に保管すること。
- 2 この被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、公共職業安定所に申請して再交付を受けること。
- 3 被保険者証は、二重に交付を受けると、不利な扱いとなることもあるので、二重に交付を受けることのないように注意すること。
- 4 この被保険者証は、氏名を変更したときには、事業主（失業等給付を受けている期間中の場合は公共職業安定所又は地方運輸局の長）に提出すること。
- 5 失業して失業等給付を受けようとする場合（離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び60歳以上の定年等による離職後一定期間求職申込みをしないことを希望する場合であって、その後失業等給付を受けようとするときを含む。）は、離職後速やかに事業主を通じて公共職業安定所より離職票の交付を受けること。
失業等給付を受ける場合の具体的手続については、離職票の第2面を参照すること。

注 意

- 1 この被保険者資格取得等確認通知書は、資格取得年月日等を通知するものである。
- 2 被保険者となったことの確認に係る処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 3 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したもののみなすことができる。
- 4 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（決定があった日から1年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の裁決を経る前又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、（1）審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、（2）処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。